

令和7年度 本庁地区意見交換会のテーマについて

(団体名) 松戸三丁目東自治会

(件名) 使用者が少ない場合のごみ集積所の設置について

(具体内容)

当町会では、ごみ集積所の設置は当該集積所の利用者によって行う様にしており、費用・設置場所の交渉等も利用者が相談しながら個別で行っている。ただ、近年マンション等の増加で戸建世帯の利用者が減少し、1人あたりの負担が増加している。

また、すでに設置されているごみ箱においても、駐車場等の開発の関係で、移設が必要となるケースがある。その場合には新規設置場所を探し、その土地の所有者に交渉する必要があるのだが、断られてしまう事も増加しており、設置場所を見つけるのにも苦慮している状況である。さらに、ごみ箱も高価であり、利用者の金銭的負担も非常に大きくなっている。

市の方で助成や、設置の補助(場所の指定等)していただくわけにはいかないか。

(回答)

- ・ 家庭ごみの処理については、市に処理責任がございますので、収集、中間処理、最終処分について市が実施し、集積所の設置や維持管理については、町会・自治会や利用される方をお願いしているのが現状でございます。
- ・ 集積所に関する支援につきましては、収集日を記載するアルミ製の集積所用看板やごみ出しのルールを記載した多言語対応のラミネート加工看板などを必要な方に配付しており、今後については、公共施設で不要になったネットをリサイクルしてごみ集積所用のネットとして活用いただくことを検討しております。
- ・ これまで町会・自治会の皆様のご協力により安定的なごみ処理を行っておりますが、今後、高齢化や地域コミュニティの変化などを踏まえたごみ処理システムのあり方について、検討する必要性については十分認識しているところでございます。
- ・ 市といたしましては、厳しい財政状況の中、現時点で新たに補助金制度を設けることは難しい状況にありますが、維持管理に関する助言や設置場所についてご相談に丁寧に対応するなど、市としてできる支援については引き続き実施するとともに、ごみ減量や財源確保の取組を進める中で、家庭ごみ集積所の支援のあり方についても検討してまいります。
- ・ また、埼玉県の一部で導入されているもので、広告付きの集積所を民間会社が設置、維持管理し、自治会等へそれを無償提供する「広告型ごみステーション」という仕組みがあります。こちらについても、本市においても活用できないか、研究してまいります。

(回答課) 廃棄物対策課

【日本語・英語・中国語・ベトナム語】



A4・B4・A3 【日本語・英語】



【日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語】



【日本語・英語・中国語・ベトナム語・ネパール語】



言語:日本語・英語・中国語・ベトナム語・韓国語・インドネシア語・ネパール語

不法投棄は犯罪です



一千万円以下の罰金
に処せられます。



ごみ集積所はごみ箱ではありません



遵守日常道德规范! lǐ sòng hāng guān yǎng! 지켜자! har-i-hari yang
리송항관양! 하리하리양



[illegible]